

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙の投票ができます。

【投票のために「登録申請」をしましょう。】

海外で投票するには、まずあなたが住んでいる地域を管轄する日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)で、在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票時に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

登録資格

- 年齢満18歳以上の方
- 日本国籍をお持ちの方
- 海外に3ヶ月以上お住まいの方
(あなたの住所を管轄する大使館や総領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上お住まいの方)

※なお、申請時において3ヶ月以上住所を有している必要はありません。旅券法第16条による在留届の提出と同時に申請書を提出することができます。(この場合、領事官が3ヶ月以上住所を有したことを確認した後、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。)

申請書の提出方法

- 申請者本人又は申請者の同居家族等が、直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館や総領事館の領事窓口申請してください。
- 窓口時間は、日本大使館や総領事館によって異なりますので、ご確認ください。

※申請書は日本大使館や総領事館にあります。また、総務省のホームページでも入手できます。

ご注意1

1. 日本国内の最終住所地で転出届が未提出となっている方は、在外選挙人名簿に登録できません。
2. 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認くださいようお願い致します。
3. 在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管しましょう。

ご注意2

一時帰国して転入届を行い、再び海外に転出した場合には、転入届をして4ヶ月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されるため、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

申請時の持参書類

(1)申請者本人による申請

①旅券

旅券が提示出来ない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、居住国の外国人登録証、滞在許可証等)

②領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類

(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書等)

※3ヶ月以上住所を有してから申請する方は、住所を有している全期間ではなく、3ヶ月以上住所を有していることを証明できる書類で足りません。

※以下の場合には②の書類が不要となります。

- ・3ヶ月以上住所を有してから申請する方が、在留届を3ヶ月以上前に提出している場合
- ・住所を有している期間が3ヶ月未満の時点で申請する方が、申請書の「左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日」欄に記載する日以前に既に在留届を提出している場合

(2)同居家族等を通じた申請

上記(1)に記載した①及び②の書類に加え、次の③及び④の書類が必要となります。

③申請を行う同居家族等の方の旅券

※旅券以外の身分証明書は認められませんので、ご注意ください。

④申出書

※あらかじめ、登録申請者本人がこの「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名していただくことが必要です。
※申出書は総務省のホームページから入手できます。

在外選挙人証の受領

在外選挙人証は在留地における住所地での受領のほか、登録申請時に希望した場合には、在留地の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所でも受領することが可能です。